

平成 17 年 3 月 9 日  
総 務 省 消 防 庁

消防力の整備指針について  
- 「消防力の整備指針に関する調査検討会」報告 -

「消防力の基準」(平成 12 年消防庁告示第 1 号)は、昭和 36 年、市町村が火災の予防、警戒等を行うために必要な最小限の施設及び人員を定める基準として制定された後、数回改正され、さらに平成 12 年、消防を取り巻く諸情勢の変化への対応と、市町村の自主的決定要素の拡充のための改正を経て、現在に至るまで、市町村の消防力の充実強化に大きな役割を果たしてきました。しかし、昨今、消防に対する国民のニーズは増大しており、さらに、我が国が直面する大規模な自然災害やテロ災害、武力攻撃災害等、新たな事象に対応するための体制整備が強く求められています。

そこで消防庁では、「消防力の基準」について、これからの時代に即した基本的な理念や新たな視点を反映した基準を盛り込むとともに、地方分権の趣旨や国民の安全の保持という国家としての基本的責務を十分に踏まえたものに見直すため、平成 15 年 10 月より、有識者及び実務者による「消防力の整備指針に関する調査検討会」及び「同幹事会」を開催して、国として消防責任を担う市町村に求めるべき消防力の水準のあり方について調査検討を行ってまいりました。

このたび、同調査検討会での議論、さらに平成 16 年 12 月の消防審議会答申を踏まえた検討結果が取りまとめられましたので、お知らせします。

この報告書では、市町村が目標とすべき、新しい整備指針の方向性と具体的内容を示すとともに、今後とも引き続き検討を深めていく必要のある消防の課題を整理して、取りまとめています。

消防庁としては、この報告書に基づいて、速やかに告示の改正に着手するとともに、提言事項の実現を図って参ります。

< 添付資料 >

**1 消防力の整備指針について (概要)**

- 「消防力の整備指針に関する調査検討会」報告 -

**2 消防力の整備指針について**

- 「消防力の整備指針に関する調査検討会」報告 -

【連絡先】 消防課課長補佐 吉武、重徳

電 話 03-5253-5111 (内線 7604、7601)

03-5253-7522 (直通)

ファクシミリ 03-5253-7532

電子メール keibou@fdma.go.jp、shigetoku-k@fdma.go.jp